

基調報告「息子の死から 1 年・・・今思うこと」

精神障害者の自立支援を考える会

代表 木村 邦弘

平成 26 年 2 月 27 日に白石区「援護寮元町館」で発生した入居者による職員刺殺事件から今日で 1 年を迎え、改めてこの間の経緯等思うことを述べたいと思います。

1. 法人との任意和解による円満解決の意義

今日の「報告会」は単なる「1 周年」ではなく、法人（社会医療法人 共栄会）との和解合意によって新たな出発の区切りとしての意義が大きいと思います。一般的には民事訴訟による「和解」に際して、当事者間の対立を克服して相互信頼を築くのは難しいが、今回の任意和解では弁護士立会いの下で当事者が一同に会しての円満解決となりました。具体的な合意内容についても裁判では実現できない水準を獲得し、今後の類似の紛争解決のモデルケースとなり得るのではないかと思います。

① 法人として被害者・遺族への謝罪の意を表明する

加害者の「心身喪失」により刑事裁判としては「不起訴」が確定した下で、法的責任が無くても、法人側が雇用主としての社会的・道義的責任を認め、被害者・遺族への謝罪の意志を表明したことで和解の前提が築かれました。

② 施設職員の生命・身体安全確保、再発防止対策を徹底する

法人が事件の重大性を真摯に受け止め、原因究明と再発防止のための「調査委員会」を設置し、教訓として「再発防止マニュアル」等職員の安全確保に具体的な措置を講じたことは、被害者遺族の基本的な要望に応えるものです。

③ 法人と被害者遺族は、相互に精神障がい者の自立支援活動を推進する

更に、和解条項として法人と被害者遺族が相互に「精神障がい者の自立支援」の活動を推進する方向性を共有できたことは、裁判では成しえない社会的意義を有するものと思います。

④ 法人は、被害者・遺族に対する弔意等として解決金を支払う

そして、法的損害賠償が困難な中で、被害者への弔意と遺族による精神障がい者の自立支援の活動に賛同し、法人の自主的な判断で「解決金」の支払いを決断したことは誠意の証しであると思います。

以上のように、法人に求めてきた内容を裁判によらず和解合意したことは、「対立」ではなく「対話」による解決を図る道を切り開き、今後の精神障がい者の自立支援活動の出発点となりました。

2. 事件後の経緯

- 2014年 2月 27日 「援護寮元町館」入居者が職員木村弘宣（当時 35歳）を刺殺
- 5月 23日 加害者は精神鑑定の結果、心神喪失で「不起訴処分」決定
- 6月 6日 故木村弘宣追悼集「優しさと笑顔に感謝」発刊
- 6月 11日 労働基準監督署より労災保険給付の決定通知
- 7月 18日 「精神障害者の自立支援を考える会」発足
- 8月 28日 札幌市「さぼ一とほっと基金」へ 500万円寄付、感謝状受領
- 2015年 2月 4日 「和解書」調印

事件当初はあまりに突然で過酷な事態に現実として受け入れられませんでした。最初に事件の報告を受けたのは、当日の午後3時40分過ぎに息子の携帯から着信がありましたが、運転中のため出られず50分頃の再受信で施設職員から「息子さんが入居者に刺され救急車で搬送された」と告げられ驚きました。急いで搬送先の札幌市立病院に向かいましたが、自分で携帯で連絡してきた（と思い込んだので）のだから命には別状はないものと比較的冷静な気持ちでした。しかし、病院の集中治療室前で情報が無いまま長時間待たされ不安が募る中、5時過ぎに医師から「お気の毒ですがお亡くなりになりました」と告げられ、予期せぬことに頭が真っ白になりました。その後は葬儀や警察・役所の対応に忙殺され考える余地もありませんでした。しかし、四十九日を終えて息子の生きた証を形に遺したいとの思いから、職場や学園等で関わりのあった多くの仲間からメッセージを頂き「追悼集」を発行し、労災給付金を「さぼ一とほっと基金」に寄付するとともに、精神障がい者の自立支援の活動を立ち上げたことで息子の遺志を受け継ぐ生き方を見つけることができました。また、この間刑事裁判で叶わなかった事件の真相解明と損害賠償を求め民事訴訟も視野に法人との折衝を重ねてきました。しかし、現実には刑事裁判による公判記録が無い中で訴訟要件を立件するハードルは高く、裁判によって法人の責任を追求することで、法人との対立を招き息子の仕事を否定することになりかねない矛盾に突き当たりました。そうした中で、法人が運営する病院や施設を利用するご家族から「トロイカは私たち家族にとって『最後の砦』であり、このような事件を二度と繰り返さないようにして施設を続けて欲しい」との切実な声や、事件のあった施設の職員が誰一人辞めることなく息子の遺志を継いで頑張っているとの情報が寄せられました。これらの状況を踏まえて、双方の弁護士を通じて話し合いによる解決の道を探り、漸く2月4日に和解合意に至りました。これによって、精神障がい者の自立支援の活動を社会的に広げる出発点に立つことができたと思っております。

3. 事件の問題点と今後の課題

- (1) 被害者・遺族の人権擁護、加害者の真の更生に関する議論・研究を
 - ①刑法 39 条の「心神喪失」の規定で、事件の真相究明や加害者情報が事実上閉ざされ、被害者・遺族の人権が著しく制限されるのは極めて不条理です。せめて公判による事実認定は行われる必要があると思います。
 - ②加害者を医療的措置（医療観察法）のみで更生させることは、犯した罪に真摯向き合う反省と、多様な社会的教育支援の機会が損なわれ、真の更生を妨げることになり、結果として社会復帰後の再犯を招くのではと危惧します。

- (2) 被害者遺族の公的賠償制度・精神的ケア体制の拡充を
 - ①現行の「労災保険給付」や「犯罪被害給付制度」は、被害者遺族の損害賠償として極めて不十分です。労災給付額の計算基準の改定、「犯罪給付制度」との相殺廃止等の運用改善や社会医療法人への「労働損害賠償保険」の義務化、「犯罪被害者救済基金」の創設等を国に求めて行きたいと思います。
 - ②犯罪被害者遺族の精神的ストレスは深刻で長期間に渡ります。個別の状況に応じた専門的・継続的なケア体制の充実が求められます。

- (3) 精神障害者の自立支援は関係者の相互理解による共生・協働の力で
 - ①職員の生命・身体の安全と障がい者の自立が保障される施設運営をそれぞれの事業所が、自主的に職員の安全と障がい者の自立が両立する施設運営をめざすと共に、行政による統一的な「管理運営指導基準」を策定し、定期的なモニタリングにより成功事例の普及・定着を要望します。
 - ②当事者・家族・支援者・被害者・地域の共生・協働の発展を当事者・家族の交流は活動の原点であり、団体間の交流・連携を広げると共に精神医療・福祉の専門職を含む幅広い学習・交流の継続的発展を期待します。

精神障がい者の自立支援に関わる関係者の継続的な対話を通じて相互理解を深め、障がいがあっても地域で安心して暮らせる共生社会の実現を願います。

<参考> 「最愛の息子を失った父の選択」

昨年 10 月北海道テレビ (HTB) の報道番組「イチオシ」で放映された特集が、インターネットサイト「独立メディア塾」で全国に配信されています。